

預金規定の改正について

平素より、秋田銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当行では 2018 年 2 月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019 年 10 月に預金等共通規定を改定しておりますが、今般、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた更なる取り組み強化の一環として、2021 年 6 月 1 日より下記のとおり預金規定を改正しますのでお知らせいたします。

また、預金規定を変更する場合の要件や手続について統一的に定めますのであわせてお知らせいたします。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、何卒、よろしくお願いいたします。

記

1 改正する規定

- 普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定
- 当座勘定規定(一般用)
- 預金共通規定
- 外貨普通預金規定、オープン外貨定期預金規定、為替特約付外貨定期預金規定
- 総合貯蓄口座取引規定
- 財産形成期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定
- あきぎんこまち支店利用規定
- 自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定、自由金利型定期預金（大口定期預金）規定、満期自由型定期預金（ふくりっ子）規定、変動金利定期預金規定、期日指定定期預金規定、積立式定期預金規定、積立定期預金規定、年金受取型積立定期預金規定、通知預金規定、譲渡性預金規定

2 改正内容

対象規定および改正内容の一覧は下表のとおりです。（○印が今回の改正箇所となります。）

対象規定	マネー・ローンダリング等対策					改正民法 (6)の統一規定を変更する条項
	(1) 等の疑いの追加 の謝絶の追加	(2) 加なる取引制限が未解消と なる場合の解約の追	(3) 取引制限の範囲を全 部または一部に変更	(4) マネーロン対策にか かる条項の追加	(5) 反社会的勢力排除条 項の追加	
普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定	○	—	—	—	—	○
当座勘定規定(一般用)	○	○	○	○	○	○
預金共通規定	—	○	○	—	—	○
外貨普通預金規定、オープン外貨定期預金規定、 為替特約付外貨定期預金規定	—	○	○	—	—	○
総合貯蓄口座取引規定	—	○	○	○	○	○
財産形成期日指定定期預金規定、財形年金預金規 定、財形住宅預金規定	—	○	○	○	—	○
あきぎんこまち支店利用規定	—	○	○	○	—	○
上記規定を含むすべての預金規定	—	—	—	—	—	○

- (1) 普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定・当座規定(一般用)の各規定に定める振込金(被仕向)の受入れについて、法令や公序良俗に反する取引、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは制裁法令に抵触する取引に利用または利用のおそれがあると当行が認めた場合は、振込金の受入れを謝絶する必要があることを追加します。
- (2) 預金共通規定、外貨普通預金規定、オープン外貨定期預金規定、為替特約付外貨定期預金規定に定める解約事由に、マネー・ローンダリング等を事由とする取引制限が1年以上に渡って解消されない場合を追加します。
- (3) 預金共通規定、外貨普通預金規定、オープン外貨定期預金規定、為替特約付外貨定期預金規定に定めるマネー・ローンダリング等を事由とする取引制限の範囲を「取引の一部」から「取引の全部または一部」に変更します。
- (4) 当座勘定規定(一般用)、総合貯蓄口座取引規定、財産形成期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、あきぎんこまち支店利用規定に、マネー・ローンダリング等対策にかかる条項を新設します。
- (5) 総合貯蓄口座取引規定に反社会的勢力排除にかかる条項を新設します。
- (6) すべての預金規定について、規定を変更する場合の要件や手続きにかかる条項を改正民法に沿って統一的に定めます。

3 改正日

2021年6月1日(火)

4 その他

本分改正にかかる新旧対照表は、別紙をご覧ください。

(以 上)

(別紙) 普通預金規定 (下線部分が改正箇所となります。)	
変更後	現 行
普通預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。 3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。 <u>また、預金口座が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、振込金を受入れしない場合があります。これらにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。	(同左) 3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。 (2) (同左)
1 2. 規定の変更 (1) この規定の各条項その他の条件は、 <u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更</u> できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	1 2. 規定の変更 この規定は、 <u>法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することが</u> できるものとします。

貯蓄預金規定 (下線部分が改正箇所となります。)	
変更後	現 行
貯蓄預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。 3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。 <u>また、預金口座が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、振込金を受入れしない場合があります。これらにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。	(同左) 3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。 (2) (同左)
1 3. 規定の変更 (1) この規定の各条項その他の条件は、 <u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更</u> できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	1 3. 規定の変更 この規定は、 <u>法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することが</u> できるものとします。

納税準備預金規定 (下線部分が改正箇所となります。)	
変更後	現 行
納税準備預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。 3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。 <u>また、預金口座が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、振込金を受入れしない場合があります。これらにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。	(同左) 3. 振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。 (2) (同左)
1 2. 規定の変更 (1) この規定の各条項その他の条件は、 <u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更</u> できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	1 2. 規定の変更 この規定は、 <u>法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することが</u> できるものとします。

当座勘定規定(一般用)	(下線部分が改正箇所となります。)
変更後	現 行
第 3 条 (本人振込み) (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。 <u>(3) この当座勘定が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、振込金を受入れしない場合があります。これらにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>	第 3 条 (本人振込み) (1) (同左) (2) (同左) (3) (新設)
第 23 条の 2 (取引の制限) <u>(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(4) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>(5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。</u>	(新設)
第 24 条 (解約等) (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。 <u>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> <u>① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> <u>② この預金の預金者が預金共通規定第 9 条第 1 項に違反した場合</u> <u>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>④ 前条第 1 項から第 4 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合</u> <u>⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第 1 項または第 3 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u> <u>⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>⑦ ①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</u> (3) (以下省略)	第 24 条 (解約) (1) (同左) (2) (新設) 以下、繰下げ
第 29 条 規定の変更 <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	第 29 条 規定の変更 <u>この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</u>

預金共通規定（外貨普通預金規定 オープン外貨定期預金規定 為替特約付外貨定期預金規定についても同様に改定します。）		（下線部分が改正箇所となります。）	
変更後		現 行	
3. 取引の制限等 (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。 (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。 (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限することがあります。 (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の<u>全部または一部</u>を制限する場合があります。 (5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。		3. 取引の制限等 (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の<u>一部</u>を制限する場合があります。 (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の<u>一部</u>を制限する場合があります。 (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の<u>一部</u>を制限することがあります。 (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の<u>一部</u>を制限する場合があります。 (5) （同左）	
4. 預金の解約、書替継続等 (1) この預金を解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 a この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 b この預金の預金者が第9第1項に違反した場合 c この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 d <u>前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> e 法令で定める本人確認等における確認事項、および<u>前条第1項または第3項</u>で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 f <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> g 前記 a から f の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合		4. 預金の解約、書替継続 (1) （同左） (2) （同左） a ～ c （同左） （新設） d 法令で定める本人確認等、および<u>第3条</u>第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 e （同左） f 前記 a から e の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合	
17. 規定の変更 <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>		17. 規定の変更 <u>この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</u>	

総合貯蓄口座取引規定		(下線部分が改正箇所となります。)
変更後	現 行	
12 の 2. 取引の制限 (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。 (2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。 (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。 (4) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。 (5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。	12 の 2. 取引の制限（新設）	
13. 解約等 (1)～(2) (省略) (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が預金共通規定第 9 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ 前条第 1 項から第 4 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合 ⑤ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、および前条第 1 項または第 3 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ⑦ ①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合 (4) 前三項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、預金者は、貸越元利金等があるときはそれらを当行に支払うものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、預金者は、その損害額を当行に支払うものとします。 ① 預金者（法人の場合には、法人の役員等を含む。以下、本項において同じ。）が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 (a) 暴力的な要求行為	13. 解約等 (1)～(2) (省略) (3) ～ (5)（新設）	

変更後	現 行
<u>(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>(e) その他 (a) から (d) に準ずる行為</u> <u>(5) 前記 (2) から (4) に基づく解約をした場合に、第 16 条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u>	
17. 規定の変更 <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	17. 規定の変更 この規定は、 <u>法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</u>

変更後	現 行
5 の 2. 取引の制限 (1) 当行は、<u>預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (3) <u>第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> (4) <u>前三項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 6. 預金の解約、書替継続等 (1)～(3) (省略) (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ 前条第 1 項から第 3 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合 ⑤ <u>法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第 1 項または第 3 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u> ⑥ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ⑦ <u>①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</u> (5) (以下、省略)	5 の 2. 取引の制限（新設） 6. 預金の解約、書替継続 (1)～(3) (省略) (4) 同左 ① 同左 ② 同左 ③ 同左 ④ 新設 ⑤ 新設 ⑥ 新設 ⑦ 新設 (5) 同左
1 4. 規定の変更 (1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	1 4. 規定の変更 <u>この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</u>

財形年金預金規定		(下線部分が改正箇所となります。)
変更後	現 行	
4の2. 取引の制限 (1) 当行は、<u>預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (3) <u>第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> (4) <u>前三項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 5. 預金の解約等 (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第12条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ <u>前条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</u> ⑤ <u>法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第1項または第3項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u> ⑥ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ⑦ <u>①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</u> (3) (以下、省略)	4の2. 取引の制限 (新設) 5. 預金の解約 (1) (省略) (2) 同左 ① 同左 ② 同左 ③ 同左 ④ 新設 ⑤ 新設 ⑥ 新設 ⑦ 新設 (3) 同左	
17. 規定の変更 (1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	17. 規定の変更 この規定は、<u>法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</u>	

財形住宅預金規定		(下線部分が改正箇所となります。)
変更後	現 行	
4の2. 取引の制限 (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。 (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。 (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。 (4) 前三項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。	4の2. 取引の制限（新設）	
5. 預金の解約等 (1) （省略） (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 15 条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ 前条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合 ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第 1 項または第3項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ⑦ ①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合 (3) （以下、省略）	5. 預金の解約 (1) （省略） (2) 同左 ① 同左 ② 同左 ③ 同左 ④ 新設 ⑤ 新設 ⑥ 新設 ⑦ 新設 (3) 同左	
19. 規定の変更 (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	19. 規定の変更 この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。	

あきぎんこまち支店利用規定		(下線部分が改正箇所となります。)	
変更後		現 行	
第 18 条の 2 取引の制限等 <u>1 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>2 1 年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>3 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>4 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u> <u>5 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。</u>		第 18 条の 2 取引の制限等 (新設)	
第 19 条 当店取引の解約等 1 (変更なし) 2 契約者が次の各号のいずれか一つにでも該当する場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、<u>当店の取引を停止し、または全ての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。</u> (1) ～ (13) (変更なし) 3 (変更なし) 4 <u>次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。</u> <u>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> <u>(1) この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> <u>(2) この預金の預金者が第 2 1 条に違反した場合</u> <u>(3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合</u> <u>(4) 前条第 1 項から第 4 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合</u> <u>(5) 法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第 1 項または第 3 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u> <u>(6) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>(7) 前記(1)から(6)の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</u>		第 19 条 当店取引の解約等 1 (同左) 2 契約者が次の各号のいずれか一つにでも該当する場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、<u>本店との全ての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。</u> (1) ～ (13) (同左) 3 (同左) 4 (新設)	
第 23 条 規定の変更 <u>1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>		第 23 条 規定の変更 1 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。 3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。	

普通預金規定 貯蓄預金規定 納税準備預金規定 自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定 自由金利型定期預金（大口定期預金）規定 満期自由型定期預金（ふくりっ子）規定 変動金利定期預金規定 期日指定定期預金規定、積立式定期預金規定 積立定期預金規定 年金受取型積立定期預金規定 通知預金規定 譲渡性預金規定

（下線部分が改正箇所となります。）

変更後	現 行
規定の変更 <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	規定の変更 この規定は、 <u>法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。</u>